

- (2) 入札参加希望者は、契約書、仕様書及び三原市契約規則等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がないものは、その入札を無効とする。
- ア 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印（押印は、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）
- イ 入札金額（公告に定める記載方法に従うこと。）
- ウ 公告名
- (4) 入札書は、封筒に入れて入札案件ごとに定める入札書提出期間に担当課に持参すること。持参による入札書だけを対象とし、郵便、加入電信、電報、電話その他の持参以外の方法による入札は認めない。ただし、郵送を可とする場合は、案件ごとの公告に示すので、それに従うこと。
- (5) 入札書を入れる定型封筒は、のりで封をすること。「物品調達等条件付一般競争入札に使用する封筒の様式」を参照し、封筒の表面に公告案件名、開札日時、商号又は名称及び入札書が在中している旨を記載すること。
- (6) 入札参加者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (7) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

4-2 入札（期日入札の場合について）

- (1) 入札参加申請書兼入札書（以下「入札書」という。）のほか、案件ごとに指定する書類を持参すること。
- (2) 入札参加希望者は、契約書、仕様書及び三原市契約規則等を熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がないものは、その入札を無効とする。
- ア 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印（押印は、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑によること。）
- イ 入札金額（公告に定める記載方法に従うこと。）
- ウ 公告名
- (4) 入札書は、入札案件ごとに定める入札日時に入札会場に持参すること。持参による入札書だけを対象とし、郵便、加入電信、電報、電話その他の持参以外の方法による入札は認めない。
- (5) 入札日時に入札権限を有する者が参加できない場合、入札権限を有する者が委任した者が入札することができる。この場合、受任者は入札会場に前記（1）及び（3）に定める入札書等とともに、入札権限を有する者及び受任者がそれぞれ記名押印した市が指定する様式の委任状を提出しなければならず、委任状の持参がないか、記名押印が無い場合は、その者の入札を無効とする。
- (6) 入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。
- (7) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

5 開札（期間入札の場合）

- (1) 開札の立会い
- ア 入札参加者又はその代理人（以下「立会人」という。）は、開札に立ち会うことができる。
- イ 立会人は、開札開始時刻後においては、開札会場に入室することはできない。
- ウ 立会人は、開札執行中は開札会場を退室することはできない。ただし、契約担当職員がやむを得ないと判断したときは、退室は可能とするが、再入室はできないものとする。
- (2) 落札候補者の決定
- ア 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札者の決定を保留する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者が2者以上あるときは、開札日以降、後日指定する日時にくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札に係る職員がその者に代わってくじ引きを行うものとする。なお、くじ引きの辞退は認めない。
- ウ 入札参加者の受任者がくじ引きをする場合は、入札権限に関する「委任状」に、委任者である入札参加者の所在地、商号又は名称、委任者名の記載及び押印がされ、かつ受任者氏名の記載及び押印がされたものを提出すること。
- (3) 再度の入札
- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を1回を限度として行う。
- イ 再度の入札を実施する場所、日時については、開札後に別途通知する。
- ウ 再度の入札に参加できる者は、初度入札において応札した者（失格・無効となった者を含む。）に限る。
- エ 落札者が決定しないときであっても、再度の入札において1者以上の入札があるときは、最低（売払いについては最高）の価格を提示した者と予定価格の制限の範囲内で随意契約の手続きによるものとする。
- オ 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し又は延期することがある。

5-2 開札（期日入札の場合）

- (1) 落札候補者の決定
- ア 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とし、落札者の決定を保留する。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低（売払いについては最高）の価格をもって有効な入札をした者が2者以上あるときは、ただちにくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者がくじを引かない場合には、当該入札に係る職員がその者に代わってくじ引きを行うものとする。なお、くじ引きの辞退は認めない。

(3) 再度の入札

- ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を1回を限度として行う。
- イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札において落札した者（失格・無効となった者を含む。）に限る。
- ウ 落札者が決定しないときであっても、再度の入札において1者以上の入札があるときは、最低（売払いについては最高）の価格を提示した者と予定価格の制限の範囲内で随意契約の手続きによることができるものとする。
- エ 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し又は延期することがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札案件ごとに設定した入札に参加する者に必要な資格要件を満たしていない者がした入札又は委任されていない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する違法又は不正の行為による入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 本書4(3)に規定する項目の記載がない入札
- (7) 入札保証金の額が契約希望金額（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）の100分の5以上でない者の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 上記(4)又は(5)に該当する入札の場合、その入札の全部を無効とすることがある。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札日の翌日以降、落札候補者となった者について入札参加資格要件の審査を行う。
- (2) 前項の審査により、落札候補者が入札参加資格要件を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (3) 落札候補者が入札参加資格を有していないと確認された場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した次順位者を落札候補者として審査を行い、落札者が決定されるまで行うものとする。

8 契約保証金

- (1) 納付について
三原市契約規則第6条に基づき、契約金額（消費税相当額及び地方消費税相当額含む。）の100分の10以上の額を金融機関で納付するか又は本市が定めた有価証券等の担保の提供をすること。
- (2) 免除について
三原市契約規則第6条第3項各号の免除規定に該当するときは、保証金の全部又は一部を免除する。
三原市契約規則第6条第3項の規定により、保険会社の履行保証証券（本市を債権者とする履行保証委託契約にかかるもの）又は履行保証保険証券（本市を被保険者とする履行保証保険契約にかかるもの）を提出した場合、履行保証保険の加入期間は、契約日（議会案件の場合は議決日）から物品納入期限日までとすること。
なお、履行保証証券等を提出した者について、証券の返還は行わない。
- (3) 還付について
契約履行確認後（物品を納入り検査完了後）に還付する。ただし、受注者が契約内容を履行しない場合は、契約保証金は返還しないものとする。

9 契約書の作成

- (1) 契約書の作成にあたっては、落札者は、三原市契約規則に従い、当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期することができるものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約の締結

落札者は、契約書を作成する場合においては、契約担当職員から交付された契約書に記名押印し、落札決定日の翌日から起算して5日以内（三原市の休日を定める条例第1条第1項に規定する休日を除く。）に、これを契約担当職員に提出しなければならない。

11 支払いの条件

- (1) 納入物品等の代金は、本市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。
- (2) 前払いには応じないものとする。

12 その他

- (1) この入札に際しては、三原市契約規則に従わなければならない。
- (2) 期間中の受付等手続きは、公告によるものとする。公告に定めがないものについては、三原市の休日を定める条例に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで（午前12時から午後1時を除く）とする。
- (3) 入札に付する案件についての説明会は実施しない。
- (4) 入札の実施に関して提出された書類は返却しない。
- (5) 契約履行上やむを得ない場合には、双方協議して内容を変更し、契約金額を変更することがある。